

ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議

第1回心のバリアフリー分科会議事録

日 時：平成28年3月31日（木）10:00 - 12:00

場 所：合同庁舎8号館講堂

出席者：

（ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議副議長）

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局長

平田 竹男

（座長）

慶應義塾大学経済学部教授

駒村 康平

（座長代理）

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局企画・推進統括官

岡西 康博

（構成員）

読売新聞大阪本社編集委員

井手 裕彦

株式会社ドワンゴ顧問

角谷 浩一

女優

杉本 彩

慶應義塾大学経済学部教授

中野 泰志

オリンピック・パラリンピック等経済界協議会

（富士通株式会社経営執行役員常務）

廣野 充俊

東京大学先端科学技術研究センター教授

福島 智

明星大学人文学部福祉実践学科教授

吉川 かおり

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会常務理事兼事務局長

森 祐司 ※代理出席

全国手をつなぐ育成会連合会会長

久保 厚子

一般財団法人全日本ろうあ連盟理事

倉野 直紀

社会福祉法人日本盲人会連合副会長

鈴木 孝幸

全国重症心身障害児（者）を守る会副会長

高木 正三

一般社団法人日本パラリンピアンズ協会会長

河合 純一 ※代理出席

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事

野村 忠良

一般社団法人日本発達障害ネットワーク事務局長

橋口 亜希子

特定非営利活動法人D P I 日本会議バリアフリー部会

山崎 涼子

学校法人東学園美晴幼稚園理事長・園長

東 重満

世田谷区立山野小学校校長

大字 弘一郎

特定非営利活動法人U b d o b e（ウブドベ）代表理事

岡 勇樹

一般財団法人日本財団パラリンピックサポートセンター常務理事

小澤 直

全国社会福祉法人経営者協議会障害福祉事業経営委員長

久木元 司

神奈川県立綾瀬西高等学校長

笹谷 幸司

公益財団法人精神・神経科学振興財団理事長	高橋 清久	
公益財団法人日本補助犬協会代表理事	朴 善子	
国立大学法人筑波大学附属視覚特別支援学校副校長	星 祐子	
中野区立第五中学校長	増田 稔	
全国特別支援学校長会理事	三浦 浩文	
一般財団法人日本フードサービス協会業務部長	石井 滋	
公益社団法人日本観光振興協会観光地域づくり・人材育成担当部長	齋川 昭雄	
公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団		
バリアフリー推進部企画調査課担当課長	澤田 大輔	※代理出席
一般社団法人日本ショッピングセンター協会事務局長	村上 哲也	
内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会		
推進本部事務局参事官	上村 昇	
内閣府政策統括官（共生社会施策担当）付参事官	坂本 大輔	
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官	林 俊行	
消防庁予防課長	鈴木 康幸	
消防庁防災課長	米澤 健	
法務省人権擁護局人権啓発課長	大橋 光典	
文部科学省大臣官房教育改革調整官	平野 誠	※代理出席
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画官	齋藤 憲一郎	※代理出席
スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課長	勝又 正秀	
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長	川又 竹男	
経済産業省商務流通保安グループ流通政策課課長補佐	大竹 真貴	※代理出席
国土交通省総合政策局安心生活政策課長	松本 勝利	
(オブザーバー)		
東京都オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック担当部長	萱場 明子	
東京都教育庁総務部オリンピック・パラリンピック教育施策担当課長	引場 信治	※代理出席
東京都福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長	中村 佳市	※代理出席
全国知事会調査第二部副参事	榎本 淳	※代理出席
全国市長会社会文教部長	笹島 晃司	
全国町村会行政部長	久保 雅	
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会		
大会準備運営第一局パラリンピック統括部長	中南 久志	※代理出席
日本パラリンピック委員会事務局長	中森 邦男	
(街づくり分科会 有識者)		
中央大学研究開発機構教授	秋山 哲男	
V I S I T J A P A N大使	山崎 まゆみ	

【岡西座長代理】

ただ今から、「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」の下の「第1回心のバリアフリー分科会」を開催いたします。本日は御多忙の中ご参集いただき誠にありがとうございます。私は、当分科会の司会進行を務めます、内閣官房東京オリパラ競技大会推進本部事務局で企画・推進統括官をしております岡西と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は、報道関係者が議事の全般にわたり同席されますので、よろしくお願い申し上げます。

開会にあたりまして、平田内閣官房東京オリパラ競技大会推進本部事務局長からご挨拶いただきます。

《平田事務局長挨拶》

【平田事務局長】

皆様、おはようございます。内閣官房オリパラ事務局長の平田でございます。

この心のバリアフリー分科会、6年ほどオリンピック・パラリンピックの準備がありますがけれども、最も大切な準備を行う会議だと思っております。今日をご参集いただきありがとうございます。

3年前に内閣官房参与に就任いたしまして、3年前ブエノスアイレスのI O C総会でオリンピック、パラリンピックの東京招致が決まったわけでありましてけれども、その招致のプレゼンテーションを行ったパラリンピアン佐藤真海選手は早稲田の私の教え子ということもありまして、パラリンピックに大変私は関心を持っていたわけですが、東京での開催が決まって、本当にこの日本でのオリンピック、パラリンピックの開催が決まってよかったなと思っておりますのは、パラリンピックでございます。

そういうことで我々の部屋を、或いは我々の担当大臣をオリパラ大臣というように、オリとパラを必ず両方というような名前を付けたり、パラリンピックへの共調をしてきたわけですので、インフラも重要と思っておりましたので、街づくりの分科会も持たせていただいております。またユニバーサルデザイン、共生社会にとって非常に大事なのが心のバリアフリーでございます。こういった会議の開催が続くことに嬉しく思っているところですが、4年後にもオリパラの開催が迫っています。それまでに何ができるのか、大変焦りもありますし不安もあります。必ず行政の中でできること、企業の中でできること、社会の中でできることを確実に達成していこうと考えております。そういう意味で、駒村先生には座長を務めていただいて、ここに素晴らしい方々に結集していただいているわけでございます。

そして我々は心のバリアフリー、オリンピック・パラリンピックは東京で行われるわけですがけれども、東京で心のバリアフリーを達成できたらいいというわけではなく、日本全国で達成しなければならないと考えています。そして2020年までの準備を行いますけれども、2020年を超えて、心のバリアフリーの体制が毎年毎年レベルアップしていかなければならないと感じております。その中には、学校教育も大変重要ですし、企業の中の研修にも大変重要でございます。またサービス業における接遇にも多大なるお世話になるわけでございます。企業や学校に属さない社会全般の皆様にも日頃どのような行動をしていただくかが大切になります。従いまして、この分科会を日本中にオープンなカタチで、そして各皆様の関心をボトムアップで是非いいものにまとめていきたいと思っております。この他に災害時の対応、或いはトイレの対応などもござい

ます。是非皆さま方の深い議論をお願いしたいと思います。

8月には予算要求、12月には制度改正等、短期でまとめられないものも、もちろんありますけれども、短期でまとめられるものについては、どんどんスピードアップしてまとめていきたいと感じております。是非皆さま方のご協力をお願いいたします。ありがとうございます。

【岡西座長代理】

平田事務局長、ありがとうございます。続きまして、今回の分科会の座長をお願いいたしました、駒村慶應大学経済学部教授から御挨拶を頂戴したいと存じます。駒村先生よろしく願いいたします。

《駒村座長挨拶》

【駒村座長】

おはようございます。座長を務める慶應義塾の駒村でございます。研究分野としては、社会保障と経済学を専門としております。座長はとりまとめ役ですので、あまり個人的な見解を申し上げる機会がないかと思っておりますので、ご挨拶の機会に一言、今回の分科会に対する想いをお話させていただきたいと思っております。

1964年前回の東京オリンピック・パラリンピックの頃は、日本社会はまだ若く、高齢化率は6.2%、日本の平均年齢は29歳でした。しかしそれから50年が過ぎ2016年現時点で、高齢化率は26%を超え、日本人の平均年齢46歳。そして2020年東京オリンピック・パラリンピックの頃には、高齢化率は29%。平均年齢は47歳にまで上がっていきます。その後高齢化率は、ご存知の通り、上がり続け高齢化率は2035年には34%。平均年齢は50歳を超えてくるという社会になってきます。2020年時点でおそらく最も歴史上、高齢化が進んだ国でのオリンピック・パラリンピックになるのではないかと思います。

こうした国でオリンピック・パラリンピックをやる意義は何か。人は誰でも加齢とともに身体能力、認知能力が低下し、様々な障害を抱えていくことになるかと思っております。つまり高齢化社会というものは、誰もがハンディを持つ社会です。しかし障害をもっている人は常に日々、多くの課題やハンディに直面していると思っております。

障害をもっている人が生活しやすい社会を作ること、高齢化社会になる国では、すべての国民にとっても生活しやすい社会を意味すると思っております。今回のオリンピック・パラリンピックにより、日本という社会が進歩し、誰もが生活しやすい社会、成熟した社会を目指しているということを世界に示す機会と思っております。

成熟社会への道、社会における進歩とは、物質的に豊かになるということだけでなく、社会のなかでの様々な不条理な事柄や不条理な状態におかれている人を、少しでも少なくすることだと思っております。

前回の1964年のオリンピック・パラリンピックでは、パラリンピックの日本選手団団長を務められた中村裕医師は、一つの社会の不条理に気がつきました。

彼がみた不条理は、パラリンピックの競技終了後、外国人選手の多くが自分の職業を持ち、お金を持っているために、銀座にショッピングに行く、それに対して日本選手団は競技終了後すぐに寝間着に着替えて、施設や病院に戻らなければならなかった。これは不条理です。

中村裕医師は、「税金や善意のお金で暮らすことが本意ではなく、どんな体でも働いて、国家のために税金を支払う、これが人間の任務」といって「No charity, but chance」を掲げて、障害者に職業を保障すべきという活動に入っていったわけであります。

中村裕医師は、その後「太陽の家」をスタートさせ、日本で最初の重度障害者自立支援工場の建設に尽力しました。その熱意は、シャープやオムロン、そして本日も参加しております富士通などといった企業を動かします。オムロン太陽などの、企業と社会福祉法人の合弁企業による障害者雇用のスタイルは、インドネシアなど海外にも影響を与え、ILOからベストプラクティス賞を受けております。50数年前のパラリンピックでは、中村医師は確かに社会の進歩の手がかりをつけたわけです。

我々も、今回のオリンピック・パラリンピックで社会の更なる進歩のきっかけを作っていきたいと思っております。それにはまず国民が障害をもつ方々の直面する社会の様々な不条理を認識、共有し、それを克服する方法を皆で考えていく必要があると思っております。バリアは交通機関や移動手段といった物理的なバリアだけではありません。社会の仕組みや制度・政策の中にもバリアはあるでしょう。もし人々がそうしたバリアを意識しないということは、それは心のバリアがあるからだと思います。この分科会では、まず心のバリアを克服したいと思っております。

一つ一つの不条理の克服によって、日本が社会的に進歩し、世界に誇れる成熟社会に到達できると思っております。そうした議論をこの分科会で進めたいと思っております。よろしく願いいたします。

【岡西座長代理】

駒村先生、ありがとうございました。この後、議事に入りますが、報道関係者で退出を希望される方は御退出をお願いします。本日の配布資料の確認と本会議の出席者の紹介につきましては、時間の関係からお手元の議事次第と出席者一覧をもって代えさせていただきます。以後の議事は駒村座長にお願いいたします。

【駒村座長】

それでは、これより議事を進めさせて頂きたいと思っております。

まず議事4について、資料1、2に基づいて事務局より説明をお願いします。

《心のバリアフリーの取組状況及び検討項目について》

【上村参事官】

内閣官房オリパラ事務局参事官の上村でございます。よろしく願いいたします。私より資料1、資料2について説明いたします。

資料1、心のバリアフリーの取組状況、1ページをご覧ください。これは昨年11月に策定したオリパラ基本方針における記述で、「心のバリアフリー」に関しては、赤字にしていますが、「障害の有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う心のバリアフリー」を推進し、「共生社会の実現」につなげると書いております。

2ページをご覧ください。東京大会は国際パラリンピック委員会で承認されたアクセシビリティガイドラインに沿って運営されることとされており、ハード面のバリアフリー基準に加え、大会スタッフ等による観客誘導等の大会運営に活用するソフト面についても規定することとして

います。

今回のこの会議のポイントは、3ページがそのイメージになりますが、右下にある東京大会におけるアクセシビリティガイドラインに沿った高い水準のハード、あるいは心のバリアフリーの取組を、いかにして公共交通機関、観光地をはじめ全国各地に広げていき、全体の底上げを図っていくかについて方向づけをしていくということでもあります。

4ページは、現在検討が進められている大会スタッフ・ボランティア向けの接遇テキストの構成の案になりまして、行動に様々な制約のある方の特性、それに応じた具体的な接遇方法を記載していくこととしています。

5ページは障害者等への理解促進に向けた取組で、行程表のとおり、大会に向けて、法務省を中心に、差別解消に向けた様々な人権啓発活動等を集中的に実施することとされています。

6ページは明日施行される障害者差別解消法の概要になります。真ん中少し上にあるとおり、義務の度合いは主体によって異なりますが、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、社会的障壁の除去に係る合理的配慮の提供について義務付けられています。

7ページはオリパラムーブメントの全国展開で、「地域よっての温度差」、「効果的なマッチング」、「体制が脆弱」といった課題に対して、オリパラムーブメント推進コンソーシアムを作ったり、パラリンピアンとの交流、オリパラ推進校の推進、また、各地のコンソーシアムの連携といった取組が行われています。

8ページをご覧ください。東京都では都内全ての公立学校で2020年に向けてオリパラ教育を実施することとしており、パラリンピックの各種目や障害者スポーツの体験などによる障害者理解の促進が実践例として掲げられています。

9ページから11ページは「心のバリアフリー」教育に関連しての、学習指導要領や教材等における記述になります。学習指導要領におきましては、9ページにありますとおり、総則等の指導計画の作成や内容の取扱い等に当たって配慮すべき事項という箇所に関連の記述があり、10ページにありますとおり、誰に対しても公正公平な態度で接すること、思いやりの心を持つこと、それぞれの個性や立場を尊重することというような指導が行われています。また、11ページは、佐藤真海さんのエピソードで、今年度から使用される教材であります。

12ページ、13ページは交通・観光分野におけるサービス水準の確保に関連するもので、12ページは、交通エコロジー・モビリティ財団が、交通事業者を対象として、平成21年から行っている障害者等への接遇等の向上を目的とした研修と、平成16年から行っている手話教室の様子であります。

また、13ページは、国交省が行っている観光地のバリアフリー化の評価に関する調査研究になります。右の下の活用イメージにあるような情報提供が客観的にできれば、旅行前の比較検討や他の観光地の整備目安として活用できるようになりますが、客観性を確保しつつ、この指標の中に、接遇等のソフト面をどう織り込んでいくかということが重要な課題と考えられます。

14ページは、国土交通省による多機能トイレの利用実態調査と今後のトイレ整備の方向性になります。今後の方向性として、一般の利用者のマナー向上、また、多機能トイレの機能分散を図る等のトイレ空間の充実が必要とまとめられています。

15ページは東京都で進められているボランティア活動推進協議会になります。この協議会では、活動に関心の薄い若年層や受入れ側などへの情報発信、裾野拡大、大会成功に向けた都市ボランティアの体制検討などを行っていくこととされていまして、障害者自身によるボランティ

アへの参画については今後の検討課題ということでもあります。

16ページは法定外休暇のボランティア休暇制度のアサヒビールにおける導入事例で、ボランティア活動や公共イベント支援などに利用できる「ナイスライフ休暇」という制度で、障害をもつ子供たちとの宿泊活動や障害者スポーツ大会等のボランティア活動を中心に利用されているとのことです。

17ページはNHKが平成24年に調査した東日本大震災における被災データで、障害者の方の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍でありました。こうした状況を踏まえると、18ページ、昨年3月に仙台で開かれた国連防災世界会議でタイの全盲の国会議員であるブント氏が主張したとおり、防災の行動枠組を障害者を含めインクルーシブなものとする、障害者への平等なアクセスの保障や、障害者の防災政策への積極的関与が重要であり、最終日に採択された「仙台防災枠組」にもその旨明記されています。

19ページですが、オリパラ開催に向け、「ホストタウン」を全国各地に広げる取組をしていますが、そのホストタウンにおきましても、パラリンピアンとの交流を通じて心のバリアフリーを広げる取組もメニューとして行われることとされています。

20ページは健常者と障害者がともに参加できるスポーツ大会等の開催の推進に関連して、大会自体ではありませんが、2012年ロンドン大会後のオリパラ合同でパレードやイベントを行ったときの様子であります。

資料2ですが、今説明した取組状況などを踏まえて整理した検討項目で、この分科会では上の枠組み部分を扱うこととなります。

大きいテーマとして、学校教育、企業、それから国民全般、学校にも企業にも属さない人に向けた取組。企業については、サービス業における接遇に係るものと企業内の心のバリアフリー研修に係るものであります。説明は以上です。

資料4をご覧ください。今後の予定ですが、まず全体、遠藤大臣が議長を務めます連絡会議についてご紹介しますと、6月に第2回目の連絡会議を開催して障害者団体と意見交換をし、8月に第3回連絡会議を開催して、28年度概算要求に向けて中間とりまとめ、12月に第4回連絡会議を開催して全体とりまとめをしたいと考えております。この分科会におきましては、まず8月の中間とりまとめに向けて、次回は4月中を目途に開催したいと考えています。内容としては、関係省庁から今日の意見表明も参考にさせていただいて今後の取組方針を説明いただくとともに、この分科会の構成員以外の障害者団体から意見をうかがう予定としています。つづいて、6月、連絡会議の後になるかどうかと考えていますが、概算要求に向けての中間とりまとめの素案について意見をいただき、それを一度たたいて7月に中間とりまとめの案について意見をいただきたいと思います。以降、中間とりまとめの熟度などにもよりますが、年内の最終的なとりまとめに向けて、適宜開催したいと考えています。以上となります。

《障害者団体からの意見表明》

【駒村座長】

ありがとうございました。続きまして、議事5に移らせていただきます。障害者団体からご参加いただいている構成員から、本分科会の検討対象に関しての意見表明を一団体3分程度いただきたいと思います。存じます。

まず、日本身体障害者団体連合会の森様からお願いいたします。

【森委員】

日本身体障害者団体連合会の森でございます。日身連の考え・意見について述べさせていただきます。ユニバーサルデザイン2020における取組については、障害者権利条約締結にむけて行われてきた法律改正、制度改革など集中的な取組の成果を問う、大きな期待があると思っております。条約に基づいて改正された障害者教育などについては、障害者の生活を困難にさせているような、社会の障壁、つまり社会のバリアである社会モデルが生まれ、障害による暮らしづらさは個人の問題ではなく、その多くが、社会環境によって作り出されるものであるといわれるようになりました。そして社会的障壁を除去するための具体的な取組みにつながる、障害者差別解消法が先ほどお話にもありました通り、明日4月1日に施行されるわけでございます。また同時に障害者雇用・就労についても改正障害者雇用促進法は、日身連においても極めて大きなことと捉えているところであります。

またユニバーサルデザイン2020の基本方針におきまして、国民総参加による夢と希望を分かち合う大会、次世代に誇るレガシーの創出と世界への発信等が記されました。是非世界に誇るレガシーがしっかりと継承され、一層の心のバリアフリーの理解、認識とともに、全国に普及し、誰もが分け隔てなく安心して暮らせる共生社会の実現を目指していきたいと考えております。

そして今回の取組の実現に向けまして、日身連といたしましては、総力をあげて最大なる協力をしていきたいと考えております。日身連といたしまして、バリアフリーの具体的な事項について下記のとおり提案したいと考えております。

まず第1でございますけれども、日身連では障害者権利条約批准元年を記念いたしまして、更に障害者差別解消法の理解啓発にむけまして、園児から高齢者の方々を対象に平成26年12月科学技術館でイベントを開催し、成功をおさめたわけでございます。障害を理由とする差別の禁止や、合理的配慮の提供を体験的に理解できることは、心のバリアフリーをさらに進める大切な機会であることから当事者自らが主体的に携わっていくことが重要であるとともに、そのような機会を作ることが直近の課題と思っております。日身連といたしましては、3点についてご説明したいと思います。

1つは災害・防災に関することです。地域の防災訓練への障害当事者の参加につきましては、既に自治体で取り組まれています。全国的に実施されることが望ましく、当事者の訓練への参加だけでなく、普段から参加できる体制づくりの整備が必要であるとされています。

次に教育でございますけれども、教育の連携的取組には、幼・小・中・高・大、障害差別禁止条例への理解促進、差別や合理的配慮の根幹的事例を理解するための当事者からの発信と教育がマッチすることを検討していきたいと思っております。またスポーツや音楽や芸術などを通して、障害者との共同作業から生まれる、障害への理解促進。演奏会、ダンスパーティー等でございます。

また3番目には、障害者差別解消法の理解促進に関することについてでございます。法律の施行にあたり、当たり前のことを広く受け入れられる社会の実現に資するための取組は国や自治体、民間が一体となって進めることを望みます。その実現にむかひまして、障害者団体の役割を果たせるよう行政機関との連携を考えております。障害者の講師にむけた企業社員への研

修教育は既に実施されておりますが、そうした事業や教育はもとより、教育を行っている、また行おうとしている障害者団体と企業が協力し企業の取組の事例を発信するなどムーブメントを起こしていく一役を担いたいと考えています。ありがとうございました。

【駒村座長】

ありがとうございました。次に全国手をつなぐ育成会連合会久保様お願いいたします。

【久保委員】

全国手をつなぐ育成会連合会の久保でございます。よろしくお願ひいたします。今日資料を出そうと思っていたのですが、時間がなく出せなかったものですから全体的に私たち知的障害の団体でありますので、知的障害の分かりにくさが一般の方々にはなかなかご理解いただきにくい範疇の障害であると思っております。知的障害、自閉症、発達障害、精神障害というところがとても分かりにくい、ご理解いただきにくい障害の範疇にあると思っておりますけれども、私の孫が二人小学校に通っております、昨日孫に学校でのことについていろいろ聞いてきました。そうしましたら、年に1回くらいしか、道徳か何かの授業の時にですね、車いすにのった、順番に少し座ってみたといった経験があるとか、盲導犬が学校にきたよとか、その程度なんですね。一般の大人とかこれからの人たちに、2020でオリパラに向けて心のバリアフリーを進めていくことはとても大切なことで、そのことを進めていく必要はともあるのですが、その先も続けていくとすると、やっぱり子どもの頃からの教育がとっても大事になってくると思うのです。今私は滋賀県で、田舎ですのでちゃんと取組みができていないのかもわかりませんが、孫が通っているのは、滋賀で一番のマンモス校ですが、そこで年に1回そういった経験があったかなというレベルでしかできていないという話を聞いて、とても愕然としました。これから日本が共生社会を作っていこう、心のバリアを除いてこれからみんなでお互いに支えあって暮らしていく、そんな社会を作っていこうという時に、子どもの頃からしっかり教育しないと、私はこれは先が危ういくらい感じているところです。

それで少し私なりに考えたところですが、小学校や中学校の小さい子どもたちの教育のところに、大学の学生さんも含め、私たちの中では知的障害とか自閉症の疑似体験をしていただくようなツールもあるんですね。そういうものを大人も大学生の方にも学んでいただいて、そしてそういう方々のお手伝いをいただいて小さい子どもたちに伝えていく、そんなことで大学生も小、中、高も学ぶ、そんなことができないかと考えております。それからあとは、育成会の方で知的障害者の接遇のテキストと言いますか、まとめもしておりますので、そんなものがもう少しすればきちんとできるのでご提供したいなと思っておりますし、知的障害の本人たちに話を聞きますと、ボランティアに来てくれるのはいいけれども、障害のことを全く知らない人が来てくれても、あんまり役にたたないというようなことを知的障害の本人でも言います。ですから身体障害の方だとおさらだと思っておりますので、ボランティアの方も心のバリアフリー教育というものをきちっとしていただく必要があると思っております。

私どもこの心のバリアフリー分科会に参画しておられる団体の中からもいくつかの団体が入っていただいておりますけれども、オリパラに向けての障害者の文化芸術を、全国組織の障害者団体の24団体集まったのオリパラに向けた文化芸術の会を立ち上げております。この文化芸術の会議で、是非パラリンピックを応援したいと思っております。そしてこの人たちの文化

芸術ということを皆さんに知っていただき、理解していただくことを通しながら、心のバリアフリーも進めていきたいし、パラリンピックにたくさん来ていただき、その時に障害のある人の文化芸術をみていただき、理解と応援をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

【駒村座長】

ありがとうございました。次に全日本ろうあ連盟倉野様お願いいたします。

【倉野委員】

全日本ろうあ連盟の倉野です。資料を先日既にお渡ししておりますので、本日はポイントのみ取り上げて説明させていただきます。

全日本ろうあ連盟は70年前に手話を広く社会に広げるといこと、それをろう者の理解につなげていくことを目指して活動してまいりました。障害者権利条約、障害者基本法の中に、手話は言語であるという文言も盛り込まれております。私たちはいつでも、どこでも、どんな時でも、手話を使えるような社会を求めています。それを目指すために手話言語法を制定してほしいということで、1,788の自治体から国へ意見書を提出いたしました。しかしながらまだまだ社会の中では、「きこえないこと」への理解がございません。コミュニケーションのバリアがあることについても理解されておられません。心理面でのバリアがまだまだ残ったままとなっております。明日より、障害者差別解消法が施行されます。それに合わせまして、合理的な配慮の提供ということ、建設的対話などがはじまりますけれども、それにあたってはまずは、障害のある人、ない人がお互いに理解しあうことが前提だと思っております。心のバリアフリーもきちんとなされていることが前提であることを念頭に置かなければなりません。それにあたりまして全日本ろうあ連盟からは3つの課題を提供したいと考えております。

まず1つ目は、お互いが理解しあえるために、国民や地域への啓発です。障害当事者が中心となり、市区町村や事業者と連携し、セミナーまたはワークショップなどを開催する。いろいろ困っている人への配慮等を学び、交流する事業をしなければならぬと思っております。そのためには当事者のインストラクター養成・認定事業というものを新たに設けるなど、今までの啓発の在り方から抜本的な見直しが必要です。これが1点目です。

2つ目です。事業者、商業施設、交通機関等における接遇の向上についてです。ハード面のバリアフリーが進んだとしても、人には人的なソフト面での対応が必要だと思います。そのための疑似体験、介助体験など、実践型の研修を盛り込むことが必要だと考えております。

3つ目では、学校教育が非常に重要になってくると考えます。それぞれの障害に対し、理解を深めるために、その中で特に道徳の時間を充実させる必要があります。障害者に対する配慮、障害とは何かということを広める、また私たち障害当事者としても心のバリアフリーが必要となってきます。障害者でも社会に対して、遠慮がちで社会になかなか参加できないという人がいます。それもやはり心のバリアになっているのだと思います。障害のある方もない方も心のバリアを持っております。そのあたりを小学校、中学校、また特別支援学校の教育の現場におきまして、心のバリアフリーに関する教育が必要だと考えております。

最後に3つの提案をさせていただいたことあたりまして、国から各省庁を横断するような指針を提示していただきたい。国と国民が一緒に取り組むことだと思っておりますので、そのことを

求めたいと思います。以上全日本ろうあ連盟からのご提案でした。

【駒村座長】

ありがとうございました。次に日本盲人会連合鈴木様お願いいたします。

【鈴木委員】

それでは日本盲人会連合からは、既に会長名で意見書を提出しておりますので、そこを中心にお話させていただきたいと思います。この内容については、視覚障害だけにこだわっているわけではございません。全体的な考え方として提示をさせていただいているところでございます。そして2020年を過ぎたとしても、これがレガシーとして教育など残るものとして、提出しております。

まず教育の部分です。心のバリアフリー教育のところでございますが、幼児期から高等学校のところまでは、かつての「総合学習」を基本として、これを拡充しそれぞれ細かくしたうえで、当事者が訪問し、講演などを行うことが必要と考えております。更に各学年で毎年それぞれの障害者が訪問することが大事だというように考えております。というのも6年間あたら6回、視覚障害や車いす利用者、聴覚障害の方の話を聞けることが大切。1回で終わりというわけではなく、継続することが重要であると思います。

それから個別議論を検討するにあたっては、当事者の方が仕事を休んで学校などに行くことを考えると交通費や謝金などをきちっと予算化して、ボランティアとしてくるのではなく、相当な知識や経験をもった講師としていろんな場面を想定して、話ができる人たちを当事者として訪問することが重要である。また前述の講師については、相応の研修をやはり我々の中で研修したうえで対応することが必要だと思います。そういった研修カリキュラムやテキストなどを作成することが必要であると思います。

2つ目の心のバリアフリーについては、これは大学の部分ですけれども、小中学校や高校よりも専門性の高い講演が必要だと思います。基本的な支援の技術や支援の方法などを習得するためのカリキュラムなどを用意して、社会で役立つ内容を入れたものとする必要があると考えております。話を聞くだけでなく、実践的な場面も含めて考えることが必要だと思います。

それから民間事業者等への働きかけの部分でございます。1つ目の接遇対応でございますが、aとbがあるわけですけれども、どちらの場合も学校と同じように実施していくことが必要と考えます。特にcの部分は、学校教育と同様に研修が必要だと考えています。Cの多目的トイレの利用マナーの向上ですが、国土交通省もいろんな意味で取り組んでいるようですが、特に中学生、高校生を対象として接遇を行うことが必要だろう。(2)企業における「心のバリアフリー」に部分です。これも各社で毎年やる必要があると思います。この時に使用するものとして、東京大会で作成される接遇テキストを活用して研修を進めることが必要だと思います。職種別の内容とか例えばコンビニや飲食店などこのような場面での対応を記載した業者向けのテキストやマナー対応などが必要だと思っております。

最後ですけれども、障害者を支えるボランティアの促進については記載している通りです。国民全体に向けた取組の中で、ACジャパンなどでの公報を活発に行うことが必要だろうと思います。これは東日本大震災の時に、いろいろ流されたときに、ものすごく効果があったとい

うように理解しておりますので、これは活用すべきだと考えております。以上で日本盲人会連合からの意見とさせていただきます。ありがとうございました。

【駒村座長】

ありがとうございました。次に全国重症心身障害児（者）を守る会高木様お願いいたします。

【高木委員】

私は、全国重症心身障害者を守る会の高木と申します。皆さんご承知のように、いわゆる障害者の中で、身体障害者は、その障害の軽重により、軽度・中度・重度と分かれており、また知的障害者についても知能指数いわゆるIQにより軽度・中度・重度と区分されております。

重症心身障害者とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由をあわせもついわゆるダブルハンディーの障害者のことだとも言いまして、ほとんど寝たままで自力では起き上がれないし、食事や排せつなど全面解除が必要な人たちです。前回東京オリンピックが開催されました昭和39年に会を設立し、「たとえどんなに障害が重くても真剣にいきている子の命を守って欲しい」と訴え、「社会の一番弱い者を切り捨てることは、その次に弱い者が切り捨てられることになり社会の幸せにつながらないのではないか」と訴え理解を求める運動を進めてきました。以来50年厚生労働省や文部科学省をはじめ多くの方がたのご尽力により今日どんなに障害が重くても一人ひとりにあった医療・福祉・教育に取り組んでいただき、重症児施策としては、世界のトップランナーと言われているところです。

また、私たちは障害をもつ自分の子どもだけを守るのではなく、最も弱い者をひとりでももれなく守るを基本理念に活動しています。学校・家庭・職場においても弱い者はいます。この最も弱い者をひとりでももれなく守る基本理念は、多くの方々にご理解いただき守る会の創立30年・40年・50年の節目においては天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、記念大会を開催することが出来ております。

重症心身障害者は、生きていくことにより命の大切さを世間に訴え私たちは犯すことのできない命の尊厳を互いに認め合う人間・成熟社会を目指しております。私たちが運動の理念としております犯すことのできない命の尊厳を互いに認め合う社会これこそが今回のテーマになっております心のバリアフリーの社会であります。オリンピック・パラリンピックの開催を機に誰もが、人格と個性を尊重し合える心のバリアフリーを積極的に展開するためには先ほどの全国手をつなぐ育成会の久保委員や他の障害者団体の委員からも指摘されていますように特に幼児・小学校のときから障害者と交流することが重要であります。

一つ目は、普通の学校と特別支援学校との交流、二つ目に重症心身障害者施設等でのボランティア体験、三つ目に、在宅で生活している重症心身障害者宅へのホームステイ等を通じ、例え声は発しなくても懸命に生きていく重症心身障害者を理解し、犯すことのできない命の大切さを学ぶことこそ心のバリアフリー社会実現の近道だと確信しております。また、日本を訪れた人々が重症児施設への訪問、重症児のおける保護者との交流を通じ我が国の重症児施策を世界に紹介するとともに世界中の人たちが心のバリアフリーとなるように希望します。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【駒村座長】

ありがとうございました。次に日本パラリンピアンズ協会河合様お願いいたします。

【河合委員】

日本パラリンピアンズ協会の河合です。よろしく申し上げます。私の方からはオリンピック・パラリンピック教育というところから話させていただきます。オリンピック・パラリンピック教育については、文部科学省、スポーツ庁含めて検討が国として、東京都としてさまざま進んでいるわけですが、是非とも一貫性と系統性を持った指導となるようお願いしたい。各種段階からの幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学と流れていくなかで、それぞれが必要な、あるいは障害が理解できる発達段階があるという指摘があったと思います。この部分を踏まえたカリキュラムや教材の作成。その活用といった部分をしっかりと担保していかないと、せっかく作っても全く子供たちに理解されない恐れがある。その部分を一番懸念しております。心のバリアフリーにも年齢や経験を通じて、そもそもバリアをどのように理解しているかという差が生じているということです。幼稚園や小学校低学年等ではむしろバリアをほとんど感じることはない状態にある。そうした子どもたちへの指導や取組等、むしろ大学生あるいは社会人等で我々がどのように障害をとらえているのか、これまでの障害のある方々との接点の少なさが生み出している誤解とか、そういったものをどう是正するのかといった取組や教材提供というものが全く違ってくるということがありますので、このあたりをしっかりと整理した上で、ただやろうというものではなくて、効果があるものにしていただきたいと思っております。

さらに新聞報道等でもあるように例えばですけれども、公共体育館を含めて、スポーツクラブ等もそうですけれども、車いすバスケットボールとかラグビーとかができないとか拒否をされるとか、あるいは、イベント等で体育館を利用するのはOKだが、日常的に練習をする際に断られている現状を心のバリアフリーと言えるのか。あるいは新聞報道等で同じようにあった岡山短期大学で視覚障害のある准教授の方が教壇に立つことを4月以降やめてほしいということを受けているというような状況が教育現場で、あるいは幼児教育を実施している学部で起きている。こういう中で心のバリアフリーを本当に進めていけるのかという、問題点を踏まえて対応して頂きたいと思っております。今申し上げたように、障害を理解するためにこれまで総合学習の体験学習という形でアイマスクを付けたり、車いすに乗ったりということをしてきたと思うのですが、体験することが目的化し、障害は大変だ、苦勞しているという意識が強くなってしまっているのが、実際に障害のある方の気持ちや、工夫すればできるんだという感覚をなかなか理解できないという現状もありますので、取組についての検討はこれから是非ともお願いしたい。

最後に、大学での障害者スポーツを学ぶ学部等がありません。こういったものも含めて、障害のある方々を理解し、心のバリアフリーを進めていくために、大学、研究機関等の取組は非常に重要だと思っておりますし、今教職員の免許更新の研修が行われますが、こういった中で、体育の先生はもちろん、全ての教員の方々が研修を受ける。心のバリアフリーを理解するというプログラムに取り組むことによって全国に波及することができると考えておりますので、教員研修でも取り組んでいただきたいと思っておりますし、是非企業においても、一緒に働くことによって、気づくこともありますので、障害者の法的雇用率の問題等あるかと思うのですが、より積極的に、2.2%という数字があるかと思っておりますが、障害のある方の数はもっと多くおります

ので、この数字が本当に妥当なのか、ということも含めてともに暮らすともに働く中から気づいていく、まさに心のバリアフリーを進めていく方策になるのではないかと考えておりますので、是非ともご検討いただければと思います。ありがとうございました。

【駒村座長】

ありがとうございました。次に全国精神保健福祉会野村様お願いいたします。

【野村委員】

全国精神保健福祉会野村と申します。精神障害の分野から意見を申し上げます。意見を申し上げる前に皆さまに記憶しておいていただきたいことがあります。今から12年前の平成16年に厚生労働省の心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会の報告書が出ております。これによりますと基本的方向としては精神疾患はだれでもがかかる可能性のある病気であり、精神疾患や精神障害に対する正しい理解の促進をはかるためにあらゆる機会を通じて、普及啓発に取り組むことと書かれております。また精神疾患を誰もが自分自身の問題として、捉えることが重要であると言われております。そしてその中で心のバリアフリー宣言というものが書かれておりました、精神疾患を正しく理解し、新しい一步を踏み出すための指針というものが作られました。この中を読みますと、あなたは精神疾患にならない自信がありますか、心の健康に自信がありますか。と書いておりました、精神疾患は糖尿病や高血圧と同じで誰でもかかる、例えばかかる人は特にストレスを感じていて、生涯を通じて5人に1人は精神疾患にかかると言われております。それからサポートを得られるような人間関係づくりにつとめましようとも書かれております。自分の心にバリアを作らない、先入観に基づくかたくなな態度をとらないでということも書かれております。また認め合いましょう。自分たちの生きている姿をお互いに受容しましよう。誰もが他者から受け入れられることにより、自らの力をより発揮できますと素晴らしい言葉が書かれておりました、身近な交流の中で自らを語り合えることが大切ですなど素晴らしいことが書かれております。

各主体別の取組の方向性としては、例えば教育の関係者に対しては、教職員自身が精神疾患等を正しく理解し、児童・生徒の心の健康の変化に早期に気づき、適切に対応することと書かれております。

意見に移りますが、私が当会の意見として今日申し上げたい意見といたしまして、資料3-3をご覧ください。まず心の病気について、誰もが知っているように社会が変わっていかねばならない。特に次の事柄については周知していただきたい。精神疾患は、国民の5大疾病の一つとなりました。人口の面では第1位です。先ほども言いましたが、生涯を通じて5人に1人は精神疾患に何らかの形でかかると言われております。発症してから治療を受けるまでの期間が長ければ長いほど、治りにくくなります。早ければ全く薬を飲まなくても回復することもございます。精神疾患は、生活上のストレスや脳神経機能の病変等が原因で、誰にでも起き得ること。いじめがストレスの大きな原因となっております精神疾患の発生のきっかけとなっています。人間関係の悩みや、過労も大きなストレスとなることについて知っておく必要があります。精神疾患は、脳の機能の一部の病気であり、本人の人格の病気ではございません。これは事件などを起こすときには、本人が追いつめられて、支援がなくて自暴自棄に、絶望的になった時に体の状態がおかしくなってしまうということがはじまるということでございます。病気

になったことを本人が自覚できないで、妄想などを現実と信じ込んでしまうところが精神疾患の難しいところでございます。

今度は教育に入りますけれども社会全体が知っておく必要があることとして、発症する前に適切に対処すれば、薬が無くても回復する場合が多いことを誰もが知っているようにして欲しい。薬を使わない治療法としては、フィンランドでオープンダイアログという治療法が注目を浴びておりまして、初期であれば薬を使わないで家族や親しい人、専門家2名ほどが周りに集まり開かれた対話を続けることにより、大半がなおっていくとも言われております。ついつい薬に頼った治療法に傾いてしまう現状については反省する必要があるのではないかと思います。精神疾患の発症には、人間関係が大きく係っておりますので、人間関係のあり方を良好に保つということを国民の皆さんが身に着ける必要があるのではないのでしょうか。いじめは絶対にあってははいけません。いじめはその方の人格をむちゃくちゃにし、一生涯消えません。これは学校においても職場においても、絶対に起きないようにしなければなりません。人間関係を円満に保つためには孤立しないようなコミュニケーション力を、学校とか職場の中で身につけなければなりません。人間には、誰にでも生まれつき尊厳と自尊心があり、大切にされるべきです。尊厳を侵されるとストレスとなり、精神疾患の発生につながりやすくなります。大切にされると健康になり幸せに向かっていきます。自分や他人の尊厳を大切にするための態度を、皆が実際に身につけなければなりません。観念的に頭で理解しているだけでは何にも始まりません。例えば、挨拶では、相手の目を見て、できれば笑顔ではっきりとあいさつの言葉を言うようなことを生徒が、学校において習慣づけたいといけません。具体的な動作で、相手の尊厳を大切にする態度を身につけるために、何度でも練習を重ねることを学校で実践し、身につけないといけないと思います。そのためには、教職員の研修が大変大切です。教職員がまず、人の心を支えることについての、常識を身に着けて、子どもたちに教えられるようにならなければなりません。体に覚え込ませることが必要です。自分の気持ちを言葉にして伝えて、相手の言うことを心から聴いて、思いやりの心をもって、痛みを察する気持ちをもって受け入れることを練習しなければなりません。心の中にいつの間にか偏見があるということを気が付いて欲しいと思います。それは学校で気が付いて欲しいと思います。教科書やテキストを作りまして学習指導要領を改正しこころの健康教育をカリキュラムに入れてどんどん進めて頂きたいと考えております。心の病気の兆候に周囲が早めに気づき、対応するためにも学校でも家庭でも、お互いに温かい関心を持ち、思いやりをもって声を掛け合うことで楽しく生きていく力を身につけて欲しい。厚労省の心の耳のホームページにも大切なことが記載されておりますので、参考にしていただきたいと考えております。ありがとうございました。

【駒村座長】

ありがとうございました。次に日本発達障害ネットワーク橋口様お願いいたします。

【橋口委員】

日本発達障害ネットワークの橋口でございます。私の方から意見を申し上げたいと思います。まず、検討事項に関するところの教育というところに関して重きを置いて述べたいと思います。

どこか障害と聞くと社会の方々というのは障害者との間に線引きをしまして考えてしまったり、また、どうしたらいいかわからず動揺してしまう方も多いのではないかと私は考えて

おります。そういったことから、小さいときからの障害に対する教育が必要だと感じており、意見として、教育の道徳の中に心のバリアフリー教育というものをに入れていただきたいと考えています。この心のバリアフリーというのは、障害に特化したものを指すのではなく、目の前に困った人がいたら助ける、自分も困ったときには助けてもらうといった日々の生活の中での支え合いだと考えています。よって、障害を対岸の火事として捕えるのではなく、相手や自分の困り感やつまずきやすさだと捕えそこに目を向けて、また、そもそも自分と相手は違っていい、違っていいことを前提とした、そういった理解を深める教育が必要だと考えています。

また、特に発達障害は近年注目されてきた障害であることを含め、学校現場の先生方の中にも対応に苦慮されている方が多いと聞いています。発達障害を含む精神疾患は早期発見がとても重要ですが、残念ながらその精神疾患ということを学校で話すことがどこかタブーとされていて現場で苦慮されている先生方に勉強する機会が与えられていないというのも現状です。そういったことから現行の問題の中に、精神疾患、発達障害を入れていただいて子供達と先生方の両方への教育の充実を図っていただきたいと感じます。その上で是非、発達障害のことを取っ掛かりとして発達障害を持つ人への対応が先に述べた困り感やつまずきやすさに目を向けた支援、つまりは心のバリアフリーに生かせることから発達障害を上手く使っていただきたいと考えております。

また、発達障害者への支援がどの人にも使えるという点で、大学連携というところですが、参考で明治大学が発達障害支援DVDを制作し貸出しを行っているなど様々な大学が発達障害の取り組みを行っています。発達障害支援は心のバリアフリーに大きく生かせることから、そういった大学が持っている知識や情報を活用して下層の幼小中高との連携、そして情報機能による就労支援というところで連携を図っていただきたいと思います。

それからもう一つ、どこかバリアフリーと聞くと車いす対応などハード面だけが重視されがちなことからハード面とソフト面の両方が備わってこそ真のバリアフリーであることから、ソフト面である心のバリアフリーを促進して接遇対応に生かしていただきたい、また、この東京大会でつくられる接遇テキストはレガシーとなる東京大会の大きな成果物として扱えるものだと思いますので幅広く展開していただきたい。

最後に述べたいのは、国民全体に向けた取り組みとして、そもそもとして心のバリアフリーというものが何を指すのかわからない国民も多いのではないかと感じております。よって心のバリアフリーとは何か、また、決して他人事ではなく自分にも関わること日々の生活の中で生かせることとしてこの心のバリアフリーというものを浸透させていっていただきたいと思いません。以上でございます。

【駒村座長】

ありがとうございました。次にD P I 日本会議山寄様お願いいたします。

【山寄委員】

D P I 日本会議の山寄と申します。本日はこのような機会をいただきまして御礼申し上げます。また開催の準備に携わっていただきました皆様にも感謝申し上げます。当方の意見を説明する前に一点だけ確認させてください。委員の中に交通事業者の方が入っておられないのですが、これは何か理由があるのでしょうか。障害者は今この瞬間にも乗車拒否や利用拒否

をされ続け、乗務員の方や係員の方の顔色を窺いながら移動しなければなりません。障害者だけ行先を申し出なければ利用できないこの厳しい現実は今も突きつけられています。私たちだけ一般の乗客に行先を知られ、そのために酔ったお客さん、見知らぬ男性に改札で待たれ、自宅を知られ、先に玄関先で待ってられるという恐怖、プライバシーが守られていない現実をこの場で一緒に聞いていただきたい、こう思いました。このような理由で交通事業者の方々の同席を是非ともお願いしたいと思えます。

それでは意見を申します。基本的な考え方として、障害者権利条約の「他の者との平等」を基礎として、障害者基本法の共生社会の理念を踏まえることと考えます。

まずはじめに、現在は先ほど申し上げましたように、外出先で公共交通や商業施設の利用時に関係者に何かを尋ねると、尋ねた者が障害者であっても同伴している介助者に向かい対応します。介助者がついていのかどうかとどの場面でも確認されることが多く、障害者が一人で何かを利用するという発想が今の社会にはありません。障害者と一緒に行動している人すべてが介助者であるという考えがおかしいということをもっと知っていただきたいと思えます。何かをするにも健常者、障害者、高齢者と分けて行うのではなく、今後は様々な人々を交えて行く、自分以外の人を知り、何をすべきかを考える機会をつくり、社会の意識向上につなげる必要があると考えました。その一つに、各地で災害への備えという取り組みが行われていますが、その訓練なども障害者も一緒に行うことが必要と考えます。そこで障害者という人達を知る機会になり、どんな生活をどの辺で営んでいるのかということにつながることはできるのでしょうか。また、コミュニケーションが苦手な障害者にとっても自分以外の人を知るチャンスになります。

ここで重要なことが思い浮かびました。ともすれば障害者は優先であるという、障害者が自分の目線をつくって災害時においても自分が優先であるという考えに陥ることがあります。それらを解消するには、やはり、健常者、高齢者の中に入り、災害が起これば障害に関係なく負傷している人が優先なんだと考えることができます。その時は率先して何をすべきかということ健常者と同じように普段から備えをすべきであるという考えを持つことができるのではないかと思います。このように障害がある人々に対しては、障害のない人々と平等に生活ができるようにするべきであり、それを可能とするには、バリアとなっている社会参加や活動の制限を取り除く必要があると思えます。これまでのように、障害は障害者個人にあるという考えではなく、人々の態度及び環境にかかわるんだという方向に転換し、そのために、障害者に関わる人々には障害への偏見を取り除かなければなりません。態度及び環境を変えるには障害は社会の中にあるんだという障害の社会モデルの視点を重視すべきと考えます。そのためには、学校教育、若い世代との関わりを拡充していくべきだと考え、また、その啓発や教育の過程には必ず障害者と教育する方々が一体となり、子供達や若い世代にとっていい方法について進めていけるよう、関係する皆さんのお力をお借りしながら共に進めていきたいと思えます。現在行われている交通エコロジー・モビリティ財団のサポートマネージャー研修なども当事者が入っております。今後は大いに取り入れるべきだと考えます。皆さんのお力をお借りしながら進めていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

【駒村座長】

ありがとうございました。それではご指摘のあった交通事業者の参画について事務局よりお

願いいたします。

【岡西座長代理】

適切なご意見ありがとうございました。交通機関におけるモビリティをあげようということで、公益財団交通エコロジー・モビリティ財団に入っているのですが、事業者にどのようにご参画いただくかについては検討したいと思います。

【山寄委員】

よろしく願いいたします。

《意見交換》

【駒村座長】

ありがとうございます。続きまして構成員の意見交換に入りたいと思います。

本日は多くの方が出席されておりますので、ご発言の前に所属と氏名をおっしゃっていただきますようお願いいたします。はい、それでは井手委員から願いいたします。

【井手委員】

読売新聞の井手でございます。

実は私も心臓機能障害、内部障害の障害者でありまして、論説委員や編集委員として、障害者問題に取り組んでまいりました。また、日本障がい者スポーツ協会の評議員を8年半務めております。障害者団体のご意見のなかで一番多かったのは教育の問題ではなかったかと思いません。この問題について、私の意見を開陳させていただきます。

私もお隣の平田事務局長と同じで、大学で週一回、教壇に立っております。そのなかでバリアフリーを教えております。先程から、障害当事者の方が学校に直接、行かれて障害に対する理解を深めるようにすべきだというご意見がありました。そのご意見には賛成ですが、子ども達が障害への理解を更に深めるには、それだけでは足りない、つまり、受動的に子供達が障害のことを受け止めるということだけでは、この問題は前進しないというふうに考えております。子供達自身が課題を見つけて学んでいくアクティブラーニングといった教育でないといけないと思っております。私は大学でバリアフリーの授業を行うときは、まずはクイズから始めます。駅やデパート、公共建築物のエレベーターの中にある鏡の意味、なぜ、鏡が設けられているのか、を学生達に質問します。障害者団体の方には常識だと思うのですが、お化粧直しの鏡なのか、痴漢対策なのか、実は違うんですよね。車椅子の方のためのバックミラーです。車椅子の方がエレベーターを出る時は、後ろ向きに出なければならないので、後ろを確認する時に使う鏡なんだと学生達に教えています。この答えを教室で知っている学生は一人いたらいいほうです。ただここで終わったら、バリアフリー教育の意味はないですよね。私から、でも、後ろ向きに出るのは怖いよね、どうしたらいいだろうと、さらに問いかけます。そうすると、学生達は、中で車椅子の方が回転できるようなエレベーターのかごの大きさがあつたらいいということに気づいてくれます。車椅子の方がゆっくり回転できるような大きなエレベーターが実際に国内にあるのか、羽田空港には40人乗りが2基並んだエレベーターがあります。こちらの岡西

統括官が、以前、国土交通省にいらっしゃった時に担当されたいのですが、学生達にバリアフリーを考える出発点に気づいてもらおうという一例です。

私が提案したいのは、それからさらに、子供達が能動的に考える実践へと進んで、是非、通学路のバリアフリーマップというものを子供達自身で作らせてみたらどうかという取り組みです。ある時期、防犯的な意味合いから通学路の安全マップづくりを各学校で子供達に取り組みさせたことがあります、これのバリアフリーマップ版というわけです。バリアフリーマップに取り組むといいのは、健常者の子供達は、何が困るのか、自分にはわからないので、障害者の子供達や大人達に聞かなければ、ならないことです。車椅子で来ている子供達や視覚障害の子供達に聞かなければ、自分達に身近な通学路のどこに危険が潜んでいるのかわからないのです。この過程でひとつ気づきができるのではないかと思います。

できれば、このバリアフリーマップづくりを全国コンクールにして頂きたいと思います。全国の通学路で子供達が写真を撮ったり、近所や役所、そして障害者団体などに聞き回ったりして、最終的にその結果のプレゼンテーションを行う、そういったコンクールがあってもいいのではないかと思います。

私は昨年、合理的配慮の先進地ということで、米国のボストンに取材に行ってきたのですが、ボストンは米国では有数の歴史的な遺産がある街で、そうした場所のバリアフリーがどうなっているかを、障害のある高校生たちに発表させるコンクールがありました。日本でも是非行っていただきたいし、この分科会には、全国知事会・市長会・町村会の方もいらっしゃっていますが、コンクールの優秀作を知事さんや、市長さん、村長さんに受けて頂きたいとも思うんですね。一部の自治体には子供議会という取組がありますが、子供達の目は斬新です。我が町のバリアフリーが子供の目から見てどうなっているのか、どういうふうに改善すればいいのか、子供達の純粋な提案を知事、市長や村長等に受けて頂くことで、バリアフリーのムーブメントが広がるのではないかと思います。

【駒村座長】

非常に具体的なお提案を頂きありがとうございました。

【朴委員】

公益財団法人日本補助犬協会朴善子と申します。よろしくお願ひ致します。

心のバリアフリーというテーマでひとつ補助犬についてお願ひがございませう。平成14年身体障害者補助犬法が施行されまして、みなさんよくご存知の盲導犬以外に、車椅子の人を助ける介助犬、耳の不自由な人を助ける聴導犬と、この3種類が補助犬という位置づけがされ、不特定多数の方が出入りされる施設にも自由に同伴できるようになりました。このことをご存知の方がまだまだいらっしやいませう。これを広く知って頂くのですが、現状はバランスが悪い状況です。具体的には3種類のうち、盲導犬だけの啓発、盲導犬だけの受入れ、接遇、学習が行われることが多いのです。盲導犬だけの受入れや接遇をやっていれれば、補助犬全体の受入れや接遇をやっていような錯覚になることがあります。

先ほど、盲人会連合の鈴木様からお話のありましたACジャパンの話ですが、長く、盲導犬の啓発をやっていただいおりました。しかし、日本には全国に11の盲導犬協会がございませうが、そのうちのたっただ一つの盲導犬協会の応援をACジャパンがされてい。それは補助犬

業界全体をイメージできていないのが顕著に表れた結果とっております。私も委員として参画させて頂き、尽力させて頂きますので、是非、皆様、教育の現場でもいろいろな身体状況の方を応援する補助犬が日本には3種類いて、法律があつて、いろんところで受入れが認められているんだという全体像をイメージして頂けるような啓発に努めたいと思いますのでよろしくお願いたします。

【駒村座長】

ありがとうございます。

先ほどからのご発言を踏まえますと、障害関係の政策というのは特に今年4月から充実して大きな転換点に向かっていく。今の補助犬の話については、制度があつたにもかかわらず、十分普及していないと。折角いろいろな政策進んでいても、周知がまだ進んでいないのではないかという点があつたかと思ひます。この辺、また、テーマにしていきたいと思ひます。

【三浦委員】

全国特別支援学校長会の三浦でございます。よろしくお願いたします。

学校でオリンピック・パラリンピック教育に向けてどのように取り組んでいくのかというのは大きな課題でありまして、東京都のほうでもオリパラ教育ということで、知る・見る・する・支えるという4つの視点で、公立学校のなかで進めていこうとしております。

特別支援学校というのは重度の子供達が多いので、あまりスポーツに参加できる環境にありません。学校の体育の授業でもあまり一般的なスポーツをやってきていない現状があります。例えば、パラリンピックの競技でもボッチャという競技でも、体育の教員がその正式なルールをほとんど知りません。従つて、全国の250くらいの肢体不自由の学校の中でも、それを教育課程のなかに盛り込んで実践しているところはほとんどないというのが現状です。こういったことでは子供達がスポーツに関わる環境ができないのではないかと、ということで、校長会としても、スポーツができる環境にしていこうと動いているところです。

私も十年ほど前に盲学校に勤めていたときに、24時間テレビの企画で、本日委員として参加されている杉本委員もやっていたら、芸能人社交ダンス部が学校や視覚障害の団体を訪れてブラインドダンスをやろうという企画がありました。学校の教員としては、「そんなの無理ですよ」と、「実際に見ることもできないし真似ることもできないし、できないですよ」と言つて初めは尻込みしながらやつたのですが、子供達もテレビに出られる、芸能人と踊れるということで、それがきっかけとなつてやつたところ、結果、素晴らしく、我々が想像していた以上に、それに関わることができたような経験がありました。

我々が教える立場でありながら、どこか、子供達に垣根を作つていて、これはできないというようなラインを引いているのではないかと思ひます。2020年のオリパラをきっかけとしながら、学校のなかでこういった垣根をどんどんと外していこうと。そういうことが必要ではないかなと思ひます。今回、心のバリアフリーということで、私もこの言葉大好きなのですが、これから学校全体のなかでどんどんとこういった垣根をなくしていこうと思つております。

また、東京都のほうではオリパラ教育の検討が進んでおりますが、国のほうでも子どもたちの心を揺り動かすような環境づくりを是非お願したいと思ひます。

【駒村座長】

重い障害を持っている子供達も参加頂くようにしていきたいという話で、これは今回のオリパラのレガシーになっていくのではないかと思います。

【高橋委員】

精神・神経科学振興財団の高橋と申します。私精神科の医者でありまして、精神に障害のある方々の支援などもしてまいりました。そういう立場から意見と具体的な提案をさせて頂きたいと思います。

精神障害を持った方のファイナルゴールは、障害当事者の自立と社会参加となるわけですが、精神障害の方の多くはそれが様々な要因によって妨げられるわけです。その妨げる要因の一番大きなものは、偏見と誤解です。

偏見と誤解と言いますのは、精神障害者は話がわからないとか、奇妙であるとか、危険であるとか。危険・奇妙・汚い、3Kとも言えるわけですが、そういった誤解が、偏見があるのです。これらを解決するには3つの方法が重要だと言われています。

ひとつは、接触体験。当事者の人と交流を密にすることです。

2つ目は、教育。偏見を持たない小中学生の頃から、精神障害者と接する或いは精神の病気というものを理解させることが重要です。

3つ目はマスコミ。かつて、マスコミは精神障害に対して非常にネガティブな報道を行っていましたが、今はかなり是正されてきてはいますが、もっとポジティブに、精神障害者の生の姿を伝えて頂くことが偏見是正に重要だと思います。

接触体験、教育、マスコミの3つについて、このユニバーサルデザイン2020で何ができるかということですが、2020年以降も考えていいというお話なので長期的なスパンで考えますと、ひとつには、健常者との交流を深める活動を行っている団体が全国各地にあります。例えば、福島県会津若松市に小学校の生徒を毎年、障害者と一緒に農業に取り組んでもらうという事業を行っている団体があります。そういった健常者との交流を深めるという団体が全国各地にあります。そういう活動を世に知らしめてほしい、ということです。そうした活動を行っている団体の全国的なネットワークができればいいと思います。国と自治体がそういう活動やネットワーク作りを是非、支援して頂けるようお願いしたいと思います。

次に教育についてですが、これは非常に重要であります、是非お願いしたいのは、教科書に精神障害や精神病を取り上げて頂きたいということです。かつて昭和20～40年代には教科書に精神病について載っていましたが、非常にネガティブな書き方で、廃人になるとか優生保護法の対象であるとかということが堂々と書かれていました。昭和50年代あたりから、薬の開発も進んで社会復帰が可能になったことから、教科書の記述も社会の理解が必要であるという論調に変わってきました。ところがそれ以降、教科書に精神障害や精神疾患については全く掲載されなくなりました。ですから、是非、教科書に、精神障害とはこういうものだ、それを防ぐにはどうしたらよいか、またそういった方に接するにはどうすればよいか、といったことを、中学とか高校といった段階で是非教えて頂きたいと思います。そこで、教科書への取り入れをお願いしたいと思います。

マスコミ関係についてのお願いですが、精神障害者はパラリンピックに参加することができないということです。その理由は、精神障害の方はオリンピックのほうに出ることができるか

らということだそうです。精神障害の方でも運動をやって、運動チームを作って、そういうものが全国的に広まっている、という現状がありますから是非2020年のパラリンピックの機会に、精神障害者のスポーツ大会を開催していただけて、それに健常者が参加したり応援して、かつ、マスコミがそれを素晴らしい取組として報道して頂ければ随分違うのではないかと思いますので、ご検討頂ければと思います。

【駒村座長】

ありがとうございました。

事例を紹介していただきました福島の件ですが、まさに、農・福・教の連携だと思えます。この会議は各省庁から参画を頂いておりますので、横断的な議論をしてまいりたいと思います。また、今のような事例を、委員の皆様お持ちでしたら、是非とも共有していきたいと思いますので、自分がこういう事例を知っているとか、自分の業界ではよく知られた事例であるが世には知られていないんじゃないかということがあろうかと思えます。

人々は恐らく、そうした物語、ストーリーで心が動かされると思いますので、特に学者は経済学などではデータが好きなのですが、それでは心を動かすことはできませんので、そうした好事例、物語を皆さんから触れて頂きたい、事務局のほうに提出頂きたいと思えます。

【岡委員】

NPO法人Ubdobeという団体をやっています岡です。僕は元々高齢者介護と障害者支援の仕事をしていました。きっかけは20歳ぐらいの時に母親が癌でなくなったりとか、25、6歳で爺さんが認知症になって最終的に精神病棟で死んでいったんですけれども、医療・福祉自体をもっと若者とか子供達に知ってもらおうとか、もっと普通な形で伝わっていくような活動したいということで、医療・福祉とエンターテインメントを掛け合わせたイベントなどをやっています。医療福祉がテーマのクラブイベントをやったり、障害とか難病児と病院・施設の中と外とかで生産活動をして最終的に野外フェスで、どんな障害・難病があっても、健常であっても、野外フェスを創るということを教育の一環で今までやってきました。

僕らが一番大事にしていることとしてお伝えしたいのが、医療とか福祉とか障害に興味のない人に興味を持ってもらわないといけないと思うんです。そのためには、まず、楽しい！という感覚がないと広がっていかないとと思うんです。コアの部分はちゃんと真面目に伝えていく必要があると思うんですけど、人に伝えるとなったときに、演出というかポップな形で、人に受け入れやすい形で演出して伝えていかないと、興味のある人は興味あるけど、興味ない人は一生興味ないので、それではまずいと思っています。

心のバリアフリーという言葉なんですけど、この部屋が心のバリアだらけだなと思っていて、隣にいる人には名刺交換もして話をしたが、向いの人は知らないし、この部屋に100人くらいいるんですけど誰も知らないし、そんな中で意見交換もしづらいなのというのが正直あって。いろんな立場でいろんなことをやっている人といろんな話をして、2020年までに、そしてそれ以降も続けていける提案を、国に提案するんじゃないかと、僕らが話しあって考えてムーブメント起こしてそれを実行していく、ということをしたかったので、内閣の人たちにこういうことやってください、ということではなくて、まず、飲みに行きましょう、というのがまずひとつと、それから、分科会のなかでワークショップとかやったらいいと思うんですよ。こういう「コ」

の字ではなくて、4～5人くらいずつの小さなワークショップをやりながら、例えばワールドカフェという方式で意見交換をしたりと。これから6～7回と会議があるなかで、「コ」の字で意見を聞くという方式は絶対やりたくないと思うので、まず、飲みに行きましょう、ということと、ワークショップをやりましょうということのふたつを提案したいと思います。

【駒村座長】

ご指摘のとおりで、私もいきなり議論しましょうというのはどうかなと思いましたが、これだけの人数ではじめ自己紹介をしたら、1回目自己紹介だけで終わってしまうなということで。是非とも今の提案、良いかと思しますので、岡さん幹事で非公式の形でお願いしたいと思います。

【中野委員】

慶応義塾大学の中野と申します。ずっと教育の分野やそれから街づくりの分野で活動を行っております。皆様がおっしゃられたことは、基本的に受け取りながらも、私も教育をずっとやってまいりましたので、一歩進まないといけないなと考えております。興味ベース、オプションベース、アイデアベースは明日からやめるべきだと考えております。障害者の問題は明日から人権の問題になります。この人権がかかっているということを教育のなかで教科のなかで教える必要があると思っています。道徳や総合学習で取り組むというのは一つ重要な取り組みなのですが、明日からは教科のなかでとりあげて、障害のある人達に対して具体的に人権とは何かを理解し、不適切な行動をしないよう、また、適切な行動・支援ができることを具体的に目指していく必要があると思います。

私は心理学者でもあります。心は目で見てわかりません。色々な教育をしても、その効果がどう表れたかがわかりません。心理学ではこれを客観的に見える行動として理解していきます。心のバリアフリーを推進するにあたっては、是非、行動で評価できる形にしていく必要があると考えています。

教育が大切であることは私も十分理解しているのですが、子供達が家庭に帰って、そこで障害のある人々に対する差別を持っている親や、それから、企業での差別待遇を目の当たりにします。そこを考えると、企業に対するアプローチが同時に必要で、鶏・卵論争は、鶏も卵も両方必要で、同時に変えていかなければ日本の世の中は変わらないのではないかと考えています。先程、山崎さんがここに交通事業者がいないのは問題ではないかという発言をされました。これはまさにその通りで、心のバリアフリーは教育の問題であると捉えてしまうと、この問題は解決しないと思います。

国際パラリンピック委員会の規定にも、アクセシビリティを進めるにあたって、まず、障害平等研修、障害者に対して平等であるというエチケットや気づきを基本として、具体的な対応を考えていくという構成になっています。

現在、日本で欠けているのは、この障害に対して平等であるという人権に気づき、適切なエチケットで接するというベースを作ることが重要で、その上に具体的な配慮というものがあると思います。ご検討頂ければと思います。

【駒村座長】

企業での取組、接遇面でも雇用面でもあると思います。企業側からも何か取組があったら、もしよろしければ後ほどご発言頂きたいと思います。

【笹谷委員】

教育面がありますので逆提案をさせていただきます。

学校で、教育の現場で、道徳で、総合学習の時間で、という話がありますが、逆の提案として、世の中の仕組・モデルを小中学生に見せる仕組みを作っていただきたいと思います。

子供達は見れば、大人以上にすぐ学ぶことができると思います。直接見れなくても動画の配信でいいと思います。

私が見たなかで一番感動したのは、ミュンヘンで電車に乗った時に、高齢の方が乗車した瞬間に車両のなかで5人くらい若い子が立つんですね。ロンドンで見たときは、横断歩道を渡るおばあちゃんにパンクの子がずっとやってきて一緒に渡ってあげていた。これも欧州なのですが、車椅子で毎晩レストランに来る方のための指定席があって、毎晩みんなとそこで歌うというのを見た。

そういう場面を見せて、大人の社会はこういうことをやっているんだということが是非見れるとよいと思います。例えば、今日はガイドヘルパーが活躍する日と宣伝するのもよいですし、今日はアイメイトが全国で活躍します、今月は手話が見られますと宣伝し、家に帰ったら、また、街に行ったら見てみようとなるとよいと思います。そういうことを含めて、学校現場でも頑張っていきたいと思います。

もうひとつは、高校生・大学生を引っ張ってボランティアに連れて行った時に、石巻で、フランスの大学生に、こんなに小さなアイランドのなかで、福島だ東京だ宮城だという言い方をするのだと言われました。心のバリアフリーでオリパラで我々が聞かれるのは、福島は東北はどうなっているのか、どうやってオリパラに参加しているのか、ということのプログラムを立てていかないと、私達が広島・長崎だけでなく福島・東北という言葉にもこたえられるようにならないといけないと考えております。

【駒村座長】

諸外国の取組や日本にある様々なバリアを意識してもらおうということかと思いますが、これは先ほどの井手委員のご意見と通ずるところがあると思いますが、子供達の中から、社会のバリアを見つけてもらって報告してもらおうということである重要な取組だと思います。

【角谷委員】

ドワンゴの角谷と申します。ドワンゴはニコニコ動画というものをやっているところです。私自身は政治が専門の記者です。今日みなさんのお話を伺って、啓蒙・教育様々なところでマスコミの役割が重要であるということをご指摘頂きました。井手委員は新聞でございますが、私共が受け止めなければならないのは、実は、マスコミが体制的に古い体質であり、差別用語を使わなければいい、放送に向けて不適切な言葉を使わなければいい、ということで、この問題について議論をせず、問題のある言葉を回避することでクリアしてきたと思込む期間が長すぎて、思考停止のまま次の時代に移ってきてしまい、弱点を持っていると感じました。もちろん、これには過去の経緯があってこうなっているのですが、これを乗り越える時期が来たの

ではないかなということを感じます。これが言葉として、様々な啓蒙や教育の媒体となってくるときに、マスコミとして、「こういう言葉は使ってませんから」とか「障害者についてこういう表記は行っていません」だとかいう形で閉ざしてしまえば、何も前に進まないかと思えます。

この問題は新聞協会、NHK等いろいろなところと折衝しなくてはならないでしょう。メディアとして、これに取り組む機会がなかったことを考えると、今回これに、手を付けていくことに努力したいと思えますし、みなさんの今までのマスコミの言葉の壁によって、思考停止になっていたものを乗り越えたいと思えます。

【福島委員】

東京大学の福島と言います。目と耳に障害がありまして、盲ろう者とよばれているのですが、みなさんから具体的な意見が出されまして、とても素晴らしいと思えますが、私からはみなさんのご意見を伺って、感じた全体的な感想と意見をお話します。

今日出された意見は大きく分けて二つのカテゴリーがあって、ひとつが心のバリアフリーというのを障害者との問題で考えていこうという側面ですね。本来的にこの分科会の役割だと思えますが、もうひとつは、障害者だけの問題ではなくてみんなの問題として捉える側面だと思えます。

ひとつ目の障害者との関連で心のバリアフリーを考えるということは、心というのは人間のなかにある目に見えないものであり、つまり心のバリアというのは言い換えれば差別意識、明日から施行される障害者差別解消法とほぼ同じ意味と捉えてよいものと思えます。

その時に何が大事かということ、明日からの法律で、明らかに差別的な扱いをすることはいけないですよということ、適切な合理的配慮をしないことが差別なんですよ、ということ。このふたつが重要で、それぞれの条件を抱えた障害者に関わるうえで、明らかにのけ者にしたり、参加させなかったりするのとは差別なのですが、適切な対応をしないということが差別なんだと。それが心のバリアの一つのパターンなんだということを私達が自覚することができたんだと思えます。

もうひとつのみんなの問題として捉えるという側面なのですが、例えば、高木さんがおっしゃった、重症心身障害児とのかかわりを通じて、命の大切さを感じるとということ、それから野村さんが精神障害者とのかかわりでおっしゃったストレスを抱えることが心のバリアに繋がっていくということ、それから、発達障害との関連で橋口さんがおっしゃったような相手の負担や痛みを感じ取るということの大切さ、こうしたことは障害のあるなしに関わらず、みんなに関わるわけですね。例えば、子供達のことを考えても、児童虐待で警察に報告された者が3万件以上もあるという報道がありました。驚きますよね。毎年3万件以上児童虐待がある。自殺者も毎年3万人近くいる。学校ではいじめがある。職場でもいじめがある。みんなストレスを抱えて過労状況にある。これはいずれも心の問題だと思えますので、心のバリアフリーはみんなの問題だと思えますので、一つ目の障害者との関連から見た心のバリアフリーは、二つ目のみんなの問題として捉えた心のバリアフリーと繋がっているのです。オリパラを契機に、二つを繋ぐような取り組みとしていけばいいかなと思えました。以上です。

【駒村教授】

ありがとうございます。心のバリアフリーをどうとらえるかについて、どうまとめていくかと考えておりましたが、福島先生に非常によく整理して頂きました。次回以降の進め方に向けて重要なことだと思いました。特に後半の部分が重要だと思いました。社会において様々なバリアが再生産されているということで、それも同時に考えなければならないということをご指摘頂きました。また、前半部分でお話頂いた障害者関連法についてまだまだ周知が必要であるということ、それから、この二つの側面で心のバリアを捉えていくことが重要であると思いました。

【久木元委員】

全国社会福祉法人経営者協議会久木元と申します。

皆様方の貴重な意見を聞かせて頂くなかで、感じたことを伝えさせて頂きたい。これを契機として意識がさらに高まることを期待しています。

私は鹿児島県で社会福祉法人を経営しております。最近、反省したことがありました。ひとつは私どもの施設が地域の教育関係者やボランティアの方々の受け皿となるようにと考えて施設を運営していますが、ややもすると、様々な方に来ていただくという受け身の姿勢でいたところもあったように感じます。最近、県のレクリエーション協会から、障害者と地域の方との交流の場をつくりたいという打診があり、それに応じることにしました。そこで、昨年から障害者の方々にも出て行っていただいて交流活動をはじめたところ、地域の方から様々な声を頂きました。多くが、「これまで障害者と接する機会がなかったため、いろんな意味で誤解を持っていた」という声です。その中で、我々も受け身ではなく、積極的に取り組んでいくことが必要と感じたところです。

もうひとつは、グループホームで地域の生活への移行を進めていますが、法施行への期待を持っている一方、グループホーム設置の際には、少なからずまだ反対があります。地域の方々が、障害者がある地域で生活をするということについて、「それはいいことですね。ただ私の家の隣では困ります」というような話が幾度となくありました。

このような2つの例からみる課題に接点の少なさによる誤解があるのではないかと思います。如何に接点を増やしていくかということにむけては、社会福祉法人の役割も大きいと考えています。

教育の部分で申し上げますと、福祉人材の不足も課題とされている中で、福祉現場にも、学生の立場でも是非お越し頂いて、誤解を取りたいと思います。福祉の仕事もこれだけいい仕事なのだと思って頂けるような活動をしていかなければならないと思っております。

私の法人では、就労支援活動をしています。障害者が企業に就職するための検討や調整をしているのですが、地方の企業では、障害者の雇用については足踏みをしているところが見受けられます。そういう点で、企業側に対しても、我々から取り組みをしなければならぬと思っております。

【星委員】

筑波大学附属視覚特別支援学校で副校長をしております。教育現場での経験を踏まえ、発言させていただきます。

文科省がインクルーシブ教育システム構築事業を本年度まで3年間進めてきておりまして、

本校も受諾させて頂いて実施してまいりました。共生社会の実現を教育の分野から推進していく取組です。本校は、幼稚部から専攻科まである学校ですが、幼稚部、小学部、中学部、高等部とそれぞれのところで様々な交流学习をしてきましたが、体験型の交流がとても好評でした。例えば、ブラインドサッカーを100名ぐらいで実施しました。目の見えない視覚障害の子と健全の子供達が一緒に体験をするなかで、如何に普段視覚に頼ってスポーツをしていたのかということがわかるとか、フロアバレーボールといってボールが空中ではなくフロアを転がす形式でのバレーボールの経験をしたときに、お互い見えないなかですと、コミュニケーションを取らないとボールがどこにいったかわからないため、コミュニケーションの大切さを学ぶということがありました。座学のなかで心のバリアフリーを学ぶことも一面では必要と思うのですが、共に一緒にスポーツをするとか、音楽をするといったことは、理解を促進すると感じました。

また、先程、河合さんがおっしゃっていましたが、教員免許証更新講習を10年に一回必ず受けることになっていまして、そこで「パラリンピックスポーツを体験しよう」という講習を開講したのですが、通常の小中高の先生方はパラリンピックスポーツをご存知ないという中で、とても楽しく、熱心にゴールボールなどのパラリンピックスポーツを体験していただきました。それぞれの学校に戻ったときに、生徒たちに伝える、一緒に体験することで、認知度が高まる、理解が深まるのではないかと思います。更新講習のなかでパラリンピックスポーツなど障害理解、共生社会といった要素を入れていくことによって、教員側からも浸透させていくことができると思います。

【澤田委員】

交通エコロジー・モビリティ財団の澤田と申します。

今日は資料1のなかでも事例として紹介頂いておりますけれども、12ページのところにありますとおり交通事業者向けのバリアフリー研修というものを行っています。

山崎さんのほうからもご紹介頂いたりして、いろいろな方に御協力頂いて実施しておりますが、資料1の4ページを見ますと、大会スタッフ・ボランティア向けのテキストの目次案というのがあります。

これは実際にどういうことをやっていくのかというコンテンツが示されていると思うのですが、こうした議論のなかに、障害当事者の参加ということですか、参加する場合にも多様性を確保するとか、更に、参加してくれるのであれば十分なコミュニケーションの時間を確保するといった研修のやり方・実施方法についても、中間とりまとめも6か月には素案が出るという早いスケジュールのようですので、そういうことも意識した書き込みをして頂きたいと思っております。

我々の方もこうした研修を大規模には行っていないのですが、こうした研修で得た知見といったものは会議にも提供できると思いますので、連携してできればと思っております。よろしくお願い致します。

【駒村座長】

今日のところは、ここまでとしたいと思います。

まず、1つは、先ほど福島先生からお話ありました通り、心のバリアフリーをどう捉えていくのか。広義と狭義の捉え方があるかもしれませんが、1つ今日の議論を踏まえて整理

しておきたいと思います。

それから2つ目は、現状あるものや4月から付加するもの、こういったものの周知や普及、更にはその実践といったものが課題として確認されたということだと思います。

あとは岡さんの話のあったメンバー同士で話ができる場があればいいということで、岡さんと事務局のほうで、前期の内に決まってしまう話ですので、早めにやった方がいいかなと思っていますので、よろしくお願い致します。

こういった今日の議論を踏まえて事務局には資料をバージョンアップして頂く、或いは皆様から具体的なアイデア、或いは既に取り組まれている事例を提供頂きまして、次回の資料に活かして頂きたいと思います。

最後に事務局から今後の予定について説明をお願い致します。

《今後の予定について》

【上村参事官】

今後の予定ということで、資料4で簡単にご説明いたします。

この連絡会議本体、遠藤大臣が主催する会議で、8月に中間とりまとめ、12月に最終とりまとめを行いたいと思っております。

それに至るまでの話としまして、4月を目途に第2回の分科会、ここでは今日の議論を踏まえまして関係省庁に取組方針をお話頂くのと、構成員以外の障害者団体等からの意見表明を頂きたいと考えております。

6月に第3回分科会ということで、中間とりまとめ素案を事務局として提示させて頂きまして、それをブラッシュアップして7月に4回目を開きたいと思います。

8月以降につきましては、中間取りまとめの熟度にもよるとは思いますけれども、適宜分科会を開催したいと思っております。

先程の岡委員からのご提案につきましては、この4月に何らかの形でできればと思っております。また調整させて頂きたいと思います。

【岡西座長代理】

駒村座長ありがとうございました。

皆様ありがとうございました。オリパラということがありますので、今回、内閣官房が各省にも来ていただきまして、横串を刺して横断的に進めるということになりました。これまで文科省、厚労省などそれぞれの府省庁の皆さんが頑張ってやってこられたわけですが、今回内閣官房が政府全体として取りまとめるということです。

オリパラのためということが大儀としてありますが、レガシーとして残すということですので、オリパラのためだけの議論ではない、ということを皆さんにお伝えし、そのうえで、しっかり議論をしてまいりたいと思います。

冒頭平田からも申し上げましたが、ボトムアップで、障害者の皆様に参加して頂いて、上から意見を聞くということではなく、障害者の方の意見を反映させて創っていくことをやっていきたいと思っています。

一年で結果をだすわけですが、すぐできること、3年かかること、10年かかること、

ずっとやらなければいけないことがそれぞれあると思います。

それぞれをしっかりと分類して、1年、3年、5年、長期ということで課題を分けて、政府全体でやっていくということのコミットメントを創り上げていきたいと思います。

短い時間ですから、100点満点は取れないかもしれませんが、50点でも60点でも少しでも前に進んでいきたいと思いますので、ご協力よろしくお願い致します。本日はどうもありがとうございました。

以上